

上田市人権施策基本方針(第1次改定)

平成26年度事業進捗状況

平成27年7月

上田市人権男女共同参画課

上田市人権尊重のまちづくり審議会

上田市人権尊重のまちづくり条例

(上田市人権尊重のまちづくり審議会の設置)

第8条 人権尊重のまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、上田市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第9条 審議会は、人権施策基本方針に関する事項のほか、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第10条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、関係団体の代表者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

任 期 平成27年10月1日から平成29年9月30日（2年）

開催予定 審議内容は、前年度の実施状況について審議をお願いします。

委員報酬 3,800円/1回 （源泉徴収（3.063% 116円）後指定口座に振込）

上田市人権施策基本方針(平成25年3月改定)

第5章 推進体制

2 上田市人権尊重のまちづくり審議会

市民、関係団体の代表者及び識見を有する者により構成される「上田市人権尊重のまちづくり審議会」は、人権施策基本方針に関する事項及びその他の事項について審議するとともに、人権施策の実施状況に対して意見を述べます。

4 評価と見直し

この基本方針を実効性のあるものとするため、関係部局が実施した人権施策について、上田市人権尊重のまちづくり審議会の意見を基に評価を行うとともに、社会情勢の変化などに応じて方針の見直しを行います。

1 上田市人権施策基本方針

上田市人権尊重のまちづくり条例の前文においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言がうたうこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法が保障する基本的人権と法の下での平等も、かかる原理に基づくものである」としています。

そして、上田市が目指す「人権尊重のまちづくり」として、上田市民憲章には「共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまち」と定め、また都市宣言では、人権が尊重され、誰もが誇りを持ち能力を発揮できるまちを築くため、「優しい思いやりあふれる 人権尊重都市」と宣言しています。

この考え方をもとに、人権施策の基本理念を次のように定めました。

「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」

この基本理念の実現に向けたまちづくりの目標

- ① 一人ひとりがかけがいのない命を大切にし、差別と偏見のない安心して暮らすことができるまち
- ② それぞれの個性や能力等を尊重しあうとともに、これら十分に発揮することができるまち
- ③ 社会生活における多様な文化や価値観を尊重しあい、共によりよく生きていくことのできるまち

基本理念実現のための人権施策の方向性

- ① 人権の視点に立った行政の推進
- ② 人権意識高揚のための施策
 - 1) 人権教育・啓発の推進
 - 2) 人権教育・啓発の方向性
 - 3) さまざまな場における人権教育の推進
- ③ 人権擁護と救済のための施策
 - 1) 相談・支援体制の充実
 - 2) 救済・保護体制の充実
 - 3) 情報提供の充実

基本理念実現のための分野別施策の方向性

- ① 女性
- ② 子ども
- ③ 高齢者
- ④ 障がい者
- ⑤ 同和問題
- ⑥ 外国人
- ⑦ 犯罪被害者等
- ⑧ インターネットによる人権侵害
- ⑨ さまざまな人権問題
 - 1) パワー・ハラスメント
 - 2) 北朝鮮当局による人権侵害
 - 3) HIV感染者やハンセン病患者など
 - 4) 地域社会の慣行における人権
 - 5) 刑を終えて出所した人
 - 6) 性的指向・性同一障害
 - 7) ホームレス
 - 8) アイヌの人々

ほかにも、中国帰国者の人権、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題などさまざまな人権問題が存在します。

上田市の人権施策の推進体制

① 行政における推進体制

人権施策を総合的に進めるため、「上田市人権施策推進庁内会議」により、関係部局との連携を密にして施策の推進を図ります。

② 上田市人権尊重のまちづくり審議会

人権施策基本方針に関する事項及びその他の事項について審議するとともに、人権施策の実施状況について意見を述べます。

③ 市民・団体・関係機関との連携

市民、自治会、人権啓発推進委員会、NPOなどの市民団体、企業、国、県など人権にかかわる機関などと連携して効果的に取り組みます。

④ 評価と見直し

上田市の関係部局が実施した人権施策について、上田市人権尊重のまちづくり審議会の意見を基に評価を行うとともに、社会情勢の変化などに応じて方針の見直しを行います。

必要に応じて人権に関する実態調査等を行い、その結果を分析、研究し施策に反映させます。

2 上田市及び団体における人権関連事業

上田市では、人権施策の基本理念である、「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」ことを目的に、毎年「人権を考える市民のつどい」を開催し、人権意識の高揚を図っています。平成26年度は、上田市民会館で、ピーター・フランク氏を講師に迎え、「違いを認めて人生を豊かにする方程式」を演題とした講演会を開催、またロビーで人権啓発のパネルの展示、小中学生等が作成した人権啓発ポスター・標語の展示（上田市・上田市人権啓発推進委員会）、市内小学校で取り組んだ「人権の花運動」の活動報告の展示（上田人権擁護委員協議会）等を行いました。

① 上田市人権啓発推進委員会

日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめとする差別意識解消のため、市民の自発的、自覚的活動を促し、人権意識の高揚を図ることを目的とし、さまざまな人権教育・啓発事業などの活動をしています。

第9回人権を考える市民のつどいや上田駅における人権週間街頭啓発、ポスターや作文等の人権作品の募集及び作品集の配布、上田人権フェスティバルの開催、広報誌「ヒューマン上田」の各配布などを行っています。

② 上田人権擁護委員協議会

長野地方法務局上田支局の管内の市町村（上田市、東御市、長和町、坂城町、青木村）の人権擁護委員45名で組織する団体で、基本的人権の擁護を推進するとともに、世界人権宣言その他の人権に関する国際的規約の趣旨を実現することを目的とし、さまざまな活動をしています。

人権相談所の開設や人権を考える市民のつどいにおける啓発活動、上田駅などにおける人権週間街頭啓発、夏祭りでの街頭啓発、人権作文コンテスト、人権の花運動、小学校・保育園・福祉施設において人形劇による啓発活動などを行っています。

③ 部落解放同盟上田市協議会

部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向け、全ての人々の人権意識の高揚を図ることを目的とし、さまざまな活動をしています。

人権講座や各種相談、解放子ども会活動支援事業、学習会をとおして地域との交流などを行っています。

④上田市における各分野ごとの推進

上田市では、人権施策基本方針に基づき、各分野における関係課がそれぞれの計画等により、人権の視点に立った施策を推進し、人権が尊重される社会の実現を目指しています。

分野別における関係課

分野	関連課	計画等
1 女性	人権男女共同参画課 子育て子育て支援課	上田市男女共同参画計画
2 子ども	学校教育課 保育課 子育て子育て支援課 生涯学習課 福祉課 人権男女共同参画課	上田市教育支援プラン 上田市次世代育成行動計画
3 高齢者	高齢者介護課 保育課	上田市高齢者福祉総合計画
4 障がい者	障がい者支援課 高齢者介護課 福祉課 学校教育課 保育課	上田市障害者基本計画
5 同和問題	生涯学習課 人権男女共同参画課	上田市人権施策基本方針
6 外国人	市民課	上田市多文化共生のまちづくり推進指針
7 犯罪被害者等	人権男女共同参画課 生活環境課	
8 インターネットによる人権侵害	広報情報課	上田市情報化基本計画
9 さまざまな人権問題	人権男女共同参画課	

3 人口

上田市

各年度4月1日現在

区分	人口		0歳～14歳		15歳～64歳		65歳以上	
平成22年度	159,582	100.0%	22,021	13.8%	96,452	60.4%	41,109	25.8%
平成23年度	158,926	100.0%	21,809	13.7%	96,145	60.5%	40,972	25.8%
平成24年度	158,693	100.0%	21,567	13.6%	95,528	60.2%	41,598	26.2%
平成25年度	161,337	100.0%	21,614	13.4%	96,838	60.0%	42,885	26.6%
平成26年度	160,839	100.0%	21,248	13.2%	95,488	59.4%	44,103	27.4%
平成27年度	159,828	99.9%	20,849	13.0%	93,862	58.7%	45,117	28.2%

* 住民基本台帳による人口

* 平成24年7月9日から住民基本台帳法改正により、外国人も含む。

平成25年度以降は外国人含む人口

将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 平成25年3月集計）

平成22年の国勢調査を基に、平成22年～平成52年までの30年間について、5年ごとの人口を推計したもの。

上田市

区分	人口		0歳～14歳		15歳～64歳		65歳以上	
平成22年	159,597	100.0%	21,927	13.7%	95,911	60.1%	41,759	26.2%
平成27年	154,569	100.0%	20,041	13.0%	88,336	57.1%	46,192	29.9%
平成32年	148,955	100.0%	17,716	11.9%	83,323	55.9%	47,916	32.2%
平成37年	142,516	100.0%	15,796	11.1%	78,859	55.3%	47,861	33.6%
平成42年	135,623	100.0%	14,170	10.4%	73,873	54.5%	47,580	35.1%
平成47年	128,382	100.0%	13,125	10.2%	67,889	52.9%	47,368	36.9%
平成52年	120,927	100.0%	12,368	10.2%	60,811	50.3%	47,748	39.5%

長野県

区分	人口		0歳～14歳		15歳～64歳		65歳以上	
平成22年	2,152,449	99.9%	295,802	13.7%	1,285,787	59.7%	570,860	26.5%
平成27年	2,090,658	100.0%	270,405	12.9%	1,194,900	57.2%	625,353	29.9%
平成32年	2,018,822	100.0%	242,286	12.0%	1,131,042	56.0%	645,494	32.0%
平成37年	1,937,623	100.0%	217,705	11.2%	1,076,998	55.6%	642,920	33.2%
平成42年	1,851,124	100.0%	196,359	10.6%	1,017,763	55.0%	637,002	34.4%
平成47年	1,760,905	100.0%	183,320	10.4%	943,775	53.6%	633,810	36.0%
平成52年	1,668,415	100.0%	174,499	10.5%	852,964	51.1%	640,952	38.4%

全国

区分	人口		0歳～14歳		15歳～64歳		65歳以上	
平成22年	128,057千人	99.9%	16,839千人	13.1%	81,735千人	63.8%	29,484千人	23.0%
平成27年	126,597千人	100.0%	15,827千人	12.5%	76,818千人	60.7%	33,952千人	26.8%
平成32年	124,100千人	100.0%	14,568千人	11.7%	73,408千人	59.2%	36,124千人	29.1%
平成37年	120,658千人	100.0%	13,240千人	11.0%	70,845千人	58.7%	36,573千人	30.3%
平成42年	116,618千人	100.0%	12,039千人	10.3%	67,730千人	58.1%	36,849千人	31.6%
平成47年	112,124千人	100.1%	11,287千人	10.1%	63,430千人	56.6%	37,407千人	33.4%
平成52年	107,276千人	100.0%	10,732千人	10.0%	57,866千人	53.9%	38,678千人	36.1%

年齢別人口

年齢	男	女	計
0	606	575	1,181
1	622	599	1,221
2	678	619	1,297
3	699	616	1,315
4	693	635	1,328
5	693	597	1,290
6	646	718	1,364
7	718	680	1,398
8	756	651	1,407
9	710	749	1,459
10	750	738	1,488
11	765	742	1,507
12	758	761	1,519
13	798	781	1,579
14	787	709	1,496
15	814	777	1,591
16	791	796	1,587
17	823	767	1,590
18	816	770	1,586
19	822	707	1,529
20	870	817	1,687
21	812	727	1,539
22	791	695	1,486
23	777	662	1,439
24	781	692	1,473
25	810	705	1,515
26	812	735	1,547
27	837	757	1,594
28	854	735	1,589
29	856	776	1,632
30	786	757	1,543
31	854	816	1,670
32	832	831	1,663
33	843	782	1,625
34	893	851	1,744
35	977	859	1,836
36	968	955	1,923
37	1,019	1,021	2,040
38	1,094	998	2,092
39	1,048	1,030	2,078
40	1,238	1,104	2,342
41	1,220	1,141	2,361
42	1,326	1,081	2,407
43	1,207	1,173	2,380
44	1,190	1,077	2,267
45	1,103	1,060	2,163
46	1,129	1,048	2,177
47	1,098	1,124	2,222
48	891	908	1,799
49	1,053	996	2,049
50	956	992	1,948
51	1,026	914	1,940
52	915	995	1,910
53	961	1,023	1,984
54	890	957	1,847

平成27年4月1日現在

年齢	男	女	計
55	902	970	1,872
56	1,004	983	1,987
57	958	963	1,921
58	930	922	1,852
59	1,016	973	1,989
60	1,060	963	2,023
61	952	981	1,933
62	1,065	1,080	2,145
63	1,052	1,134	2,186
64	1,309	1,251	2,560
65	1,293	1,366	2,659
66	1,333	1,424	2,757
67	1,364	1,404	2,768
68	983	1,056	2,039
69	692	780	1,472
70	995	1,039	2,034
71	1,033	1,158	2,191
72	987	1,088	2,075
73	969	1,034	2,003
74	941	1,009	1,950
75	716	875	1,591
76	719	828	1,547
77	778	952	1,730
78	691	877	1,568
79	726	898	1,624
80	653	798	1,451
81	596	851	1,447
82	559	894	1,453
83	517	800	1,317
84	510	792	1,302
85	454	723	1,177
86	393	731	1,124
87	362	649	1,011
88	330	637	967
89	244	555	799
90	209	469	678
91	158	391	549
92	124	337	461
93	78	275	353
94	63	227	290
95	47	154	201
96	31	134	165
97	23	97	120
98	12	68	80
99	9	52	61
100	5	34	39
101	3	14	17
102	2	17	19
103	0	10	10
104	0	11	11
105	0	2	2
106	0	4	4
107	0	1	1
108	0	0	0
計	78,312	81,516	159,828

4 人権に関する市民意識調査

調査目的

人権施策を推進するための基本方針の改定にあたり人権問題に関する市民の意識や実態を把握し、上田市の人権教育推進の基礎資料とするとともに、今後の人権施策の推進を参考とするため市民の意識調査を実施した。

調査方法

- ① 調査地域 上田市全域
- ② 調査対象 市内在住の20歳以上の男女2,000人
- ③ 抽出方法 H24.4.1現在の住民基本台帳から男女1000人ずつ年代別区分から均等に無作為抽出(20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の各区分)
- ④ 調査方法 郵送配布、郵送回収
- ⑤ 調査期間 平成24年5月7日から5月18日

回収結果

- ① 発送数 2,000
- ② 到達数 1,990
- ③ 回答数 843
- ④ 有効回答 843 (42.4%)

調査内容抜粋

① 人権侵害について

あなたは今までにご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか

	ある	ない	無回答
平成24年調査	34.0%	65.4%	0.6%
平成19年調査	26.4%	71.7%	2.0%
平成15年調査	24.0%	67.1%	8.9%

平成24年調査内訳

男			年代	女		
無回答	ない	ある		ある	ない	無回答
0.5%	72.7%	26.8%	全体	39.8%	59.6%	2.3%
	62.5%	37.5%	20代	53.3%	46.7%	
	67.4%	32.6%	30代	43.1%	56.9%	
	68.3%	31.7%	40代	48.0%	50.7%	1.3%
1.4%	70.4%	28.2%	50代	39.2%	60.8%	
	75.5%	24.5%	60代	36.3%	63.7%	
1.2%	81.2%	17.6%	70代	27.3%	70.5%	2.3%

参考

- ・ 内閣府の調査概要(平成19年)
 - ある 16.3%
 - ない 83.7%

② 主な人権課題に関する意識について

あなたは社会で女性に対する差別・偏見はあると思いますか

	あると思う	どちらかといえばあると思う	どちらかといえばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	38.1%	41.5%	10.4%	5.3%	3.2%	1.4%
平成19年調査	31.3%	39.4%	7.4%	14.3%	4.7%	2.9%

あなたは社会で子供の人権が守られていると思いますか

	守られていると思う	どちらかといえば守られていると思う	どちらかといえば守られていないと思う	守られていないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	12.5%	50.2%	20.2%	7.6%	8.5%	1.1%
平成19年調査	15.1%	37.7%	15.0%	21.1%	7.4%	3.8%

あなたは社会で高齢者に対する差別・偏見はあると思いますか

	あると思う	どちらかといえばあると思う	どちらかといえばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	22.7%	35.1%	21.9%	10.2%	8.7%	1.4%
平成19年調査	19.1%	35.3%	18.9%	17.9%	5.5%	3.3%

あなたは社会で障がいのある人に対する差別・偏見はあると思いますか

	あると思う	どちらかといえばあると思う	どちらかといえばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	40.3%	38.2%	8.7%	5.3%	5.1%	2.4%
平成19年調査	34.8%	35.9%	10.9%	10.4%	4.8%	3.1%

あなたは日本に居住している外国人に対する差別・偏見があると思いますか

	あると思う	どちらかといえばあると思う	どちらかといえばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	24.2%	38.1%	14.2%	7.9%	14.8%	0.7%
平成19年調査	28.5%	34.2%	10.3%	12.6%	11.3%	3.2%

あなたはエイズ患者・HIV(エイズウィルス)感染者に対する差別・偏見があると思いますか

	あると思う	どちらかといえばあると思う	どちらかといえばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	34.3%	27.9%	6.3%	3.7%	26.5%	1.4%
平成19年調査	30.4%	30.1%	7.5%	9.7%	19.6%	2.8%

あなたはハンセン病患者・元患者等に対する差別・偏見があると思いますか

	あると思う	どちらかといえばあると思う	どちらかといえばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	17.2%	21.7%	11.9%	5.7%	42.3%	1.2%
平成19年調査						

③ 同和問題に関する意識について

あなたは同和問題(部落差別)を知っていますか

	知っている	知らない	無回答
平成24年調査	94.9%	4.7%	0.4%

平成24年調査内訳

男			年代	女		
無回答	知らない	知っている		知っている	知らない	無回答
0.3%	5.4%	94.3%	全体	95.3%	4.2%	0.4%
	21.9%	78.1%	20代	84.4%	15.6%	
	6.5%	93.5%	30代	94.4%	5.6%	
		100.0%	40代	96.0%	2.7%	1.3%
	1.4%	98.6%	50代	97.5%	2.5%	
	5.3%	94.7%	60代	96.7%	3.3%	
1.2%	5.9%	92.9%	70代	97.7%	1.1%	1.1%

あなたは同和問題についてどのようにお考えですか(あなたは同和問題(部落差別)を知っていますか;知っていると回答した人)

	今も差別が根強く残っている	改善されてきているが、まだ残っている	ほとんど差別は解消された	差別は解消された	わからない	無回答
平成24年調査	4.9%	56.6%	21.0%	4.3%	13.1%	0.1%
平成19年調査	5.9%	51.0%	21.1%	3.9%	15.3%	2.8%
平成15年調査	5.4%	49.5%	21.7%	4.0%	18.8%	0.6%

あなたが同和地区の人と恋愛し結婚しようとしたとき、親や親戚から反対されたらあなたはどうしますか

	自分の意志を貫いて結婚する	説得に全力を傾けた後に、意志を貫いて結婚する	家族や親戚の者の反対があれば結婚しない	同和地区の人とは結婚しない	無回答
平成24年調査	25.1%	50.4%	16.3%	4.8%	3.5%
平成19年調査	26.0%	51.9%	12.5%	9.6%	
平成15年調査	38.0%	46.0%	10.9%	5.1%	

あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であった場合あなたはどうしますか

	相手の出身は問題にしない	子どもの意思を尊重する	彩としては反対であるが、子供の意志が強ければ結婚を認める	他の家族や親せきの反対があれば結婚を認めない	結婚を認めない	無回答
平成24年調査	17.9%	53.5%	20.8%	3.1%	2.6%	2.1%
平成19年調査	16.8%	54.7%	21.6%	4.6%	2.2%	

1 女性

(1) 現状と課題

「世界経済フォーラム」の「男女格差報告」で、日本は2012年に調査対象135カ国中101位、2013年は調査対象136カ国中105位、2014年は調査対象142カ国中1位上昇しましたが104位と、評価が低迷しています。更なる男女平等を進め、女性に対する差別や偏見をなくしていくためにも、さまざまな課題の解決に向け、男女が対等のパートナーとして互いに知恵を出し合うとともに責任を担い合える社会の早期実現が必要です。

(2) 基本方針

「上田市男女共同参画条例」、「上田市男女共同参画計画」に基づき、女性への差別や偏見をなくし、互いの人権が尊重される男女平等社会を実現するために、男女が性別にかかわらず、一人の人間として個性と能力が発揮でき、ともに責任を担い合う社会を目指していきます。

(3) 施策の方向

「上田市男女共同参画計画」等に沿った具体的な施策を、人権男女共同参画課を中心に関係課が連携して推進しています。

① 偏見や差別意識の解消など啓発の推進

■ 実施状況

- ・市民フェスティバルで講演会「男女共同参画の視点から未来を考える」を実施し、未来を通して男女共同についての啓発を行いました。
- ・心がいきるいのちの講座「お母さんのための男の子からだ教室」（参加28人）の講座を実施し、性と生殖に関する健康と権利についての啓発を行いました。

■ 今後の課題等

- ・意識啓発を更に進め課題解決型の実践的な取組を通して、女性問題が解決できるような啓発活動が続ける。

② 政策や方針決定の場への女性の参画促進

■ 実施状況

- ・女性の意見を上田市政に反映させると同時に、有効な人材の活用を図るために引き続き上田市の審議会に女性委員の登用（約40%）を進めました。
- ・自治会活動や雇用分野への女性の参画促進を図るため、男女共同について優れた取組を行った団体について男女共同参画推進事業表彰（4件）を行いました。

■ 今後の課題等

- ・女性の人材を把握し、人材育成や支援を今後進めていく必要がある。
- ・男女共同参画推進事業者表彰については制度の更なる普及に力を入れ、優れた事例を地域に効果的に紹介していく。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

■ 実施状況

- ・女性相談員によるなんでも相談をはじめとする各種相談事業を実施し、家庭内暴力についての相談に対しては子育て・子育て支援課と連携して対応しました。
- ・家庭内暴力について、被害者を避難させる必要がある場合はこれ以上の被害を防ぐための避難措置を行い、一方、自らが行う加害者との話し合いや問題の解決へ向けた手助けを行いました。

■ 今後の課題等

- ・女性への暴力に対して、被害者が気軽に相談できるように市民へ周知を図っていく。
- ・各相談窓口が連携して、今後も避難が必要と判断された場合は、速やかに対応していく。

2 子ども

(1) 現状と課題

不登校やいじめ、児童虐待の問題は、依然として大きな課題となっています。不登校やいじめ、児童虐待の兆候をいち早く把握して、迅速に対応すべきです。そのためには、私たち自身が地域や家庭で人権について語り合い、子どもの権利について理解することが重要です。

(2) 基本方針

全ての子どもたちが自らをかけがえのない存在として実感できるとともに、相手を尊重し、互いに支え合えるまちづくりを進め、心豊かな子どもを育てていく社会を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市子ども・子育て支援事業計画」、「上田市教育支援プラン」等に沿った具体的な施策を、子育て・子育て支援課を中心に関係課が連携して推進していきます。

① 子どもの人権に関する教育の推進

■ 実施状況

- ・小中学生の人権作文コンテストを開催し、作文を通して児童・生徒に人権の大切さを考えてもらうきっかけを作った。
- ・市内の教職員を対象に人権についての研修を行い、教職員がより確かな人権感覚を身につけ人権教育を実践する力を高めた。

■ 今後の課題等

- ・学校における教育活動のあらゆる機会を通じて、子どもたちの人権尊重の精神を涵養していく。
- ・今後も教職員の研修を続け、子どもたちが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること、人に優しい行動・態度をとることができるよう努めていく。

② 子どもを虐待から守る取組の推進

■ 実施状況

- ・児童虐待の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所をはじめとする関係機関と連携し情報の共有や支援内容の協議を行い、保護が必要な児童について支援を行った。
- ・要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議)を開催し、虐待相談(79件)の個別ケースごとの対応を検討した。

■ 今後の課題等

- ・保護が必要な児童をとりまく状況が複雑化するなか、関係機関との更なる連携強化を図る。
- ・児童虐待防止活動団体との連携を図り、保護が必要な児童にもれなく迅速に支援できるような体制を整える。

③ 相談・支援の充実

■ 実施状況

- ・教育相談所を中心に、家庭、学校、ふれあい教室(不登校者対象)等との連携を密接にとりながら、相談活動や学校訪問、家庭訪問を行った。1,181
- ・人権擁護委員によるSOSミニレター事業を実施し、直接悩みを打ち明けられない児童・生徒について、文章で人権擁護委員に相談できる機会を作った。

■ 今後の課題等

- ・相談体制の充実や各種アンケート等を実施し、いじめや不登校に悩んでいる児童・生徒の早期発見及び早期対応に努める。
- ・今後も人権擁護委員によるSOSミニレター事業について、学校と連携し継続して実施していく。

④ 青少年健全育成の取組の推進

■ 実施状況

- ・上田市子ども会育成連絡協議会において、各地域の育成会の活動支援のために補助金を交付（176団体）し、育成会活動の充実を図ると同時に、主催事業（5件）を実施し子どもたちに自然との関わりや、屋外での活動の楽しさを感じてもらった。
- ・少年補導委員による少年の非行防止・有害環境浄化のための街頭補導活動を実施し、青少年の健全育成と地域の有害環境の浄化を行った。

■ 今後の課題等

- ・子どもたちの体験活動が減っていくなかで、地域で活動する育成会の充実及び育成会長等関係者のスキルアップが必要である。
- ・補導活動にあたっては、地域の関係団体との連携と子どもたちの生活環境に即した活動内容の検討が必要である。

⑤ 子育て支援の充実

■ 実施状況

- ・市内の他の相談窓口との合同研修会へ相談員が参加し、相談業務の向上と市内の連携を強化した。
- ・子どもを持つ親に対して家庭児童相談（369件）や母子家庭相談（1,065件）を行い、子育てに対する不安や疑問に対してその解消に努めた。

■ 今後の課題等

- ・相談内容が複雑になってきており専門的な知識や適切な判断が要求され、また高度な資質が要求されるためいっそうの資質向上が求められている。

3 高齢者

(1) 現状と課題

少子高齢化が進むなか、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加も予想されています。上田市では、認知症等で判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用支援等のために、平成24年（2012年）に「上小圏域成年後見支援センター」を設置し、高齢者の権利擁護の促進と支援を進めています。また、「高齢者虐待防止対応マニュアル」を策定し、虐待防止に向けた施策を推進しています。

(2) 基本方針

高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持ち、個人の尊厳が保たれ、それぞれが望む生活を可能な限り住み慣れた地域で継続できる社会を目指します。

(3) 施策の方向

「第5期上田市高齢者福祉総合計画」等に沿った具体的な施策を、高齢者介護課を中心に関係課が連携して推進しています。

① 高齢者の人権を尊重する意識啓発の推進

■ 実施状況

- ・ 高齢者を保育園に招いて園児と交流をすることにより、高齢者への敬老の心を育んだ。

■ 今後の課題等

- ・ 保育園により状況は異なるが、各園でできる限り今後も実施していく。

② 高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進

■ 実施状況

- ・ 食事作りが困難な高齢者には配食サービス（利用411人）、布団干しが困難な高齢者には布団丸洗いサービス（利用47人）、理美容院へ出かけるのが困難な高齢者には訪問理美容サービス（利用17人）といった各種在宅サービスを実施し、高齢者の生活環境を整備した。
- ・ 急病・事故等の緊急時や健康・生活相談・安否の確認等、緊急の際に連絡がとれるように、高齢者の住宅に緊急通報装置（利用1,244人）を設置した。

■ 今後の課題等

- ・ 一人暮らし又は高齢者のみ世帯の増加にともなうサービスを、今後も実施していく。
- ・ 要介護高齢者の増加にともない、高齢者の状態やニーズに応じたきめ細かな生活支援を充実していく。

③ 高齢者の社会参加や生きがいづくり活動の支援

■ 実施状況

- ・ 高齢者が生きがいを持って、健康で生き生きと生活することができるよう、老人クラブ（クラブ数115、会員7,061人）への助成を行った。
- ・ 高齢者の生涯学習機会を推進するため高齢者学園（参加145人）を実施し、学びの場を提供した。

■ 今後の課題等

- ・ 地域活動の中核となってきた老人クラブの活動が衰退しており、その活性化を図りたい。
- ・ 多様化する高齢者の生きがいづくりのニーズに対応していく。

④ 高齢者の権利擁護の充実

■ 実施状況

- ・認知症講演会（参加115人）や、認知症サポーター養成講座（参加1,642人）を実施し認知症の理解を深めるとともに、成年後見制度や成年後見支援センターの広報や周知に努めた。

■ 今後の課題等

- ・認知症患者や障害者のうち、財産管理や契約行為が困難な方の人権を守るために「上小圏域成年後見支援センター」を一昨年開設したので、施設や成年後見制度についての市民への普及啓発、及び市民後見人の育成を進めていく。

⑤ 相談体制の充実

■ 実施状況

- ・物忘れ・認知症相談会（参加42人）や健康相談・健康教室（参加1,922人）を開催し、高齢者や介護する家族の理解を深め、高齢者の健康状況の改善や家族の心身の負担の軽減を図った。

■ 今後の課題等

- ・家族の介護負担は大きく、家族介護への相談のあり方が課題となっている。

4 障がい者

(1) 現状と課題

障がい者福祉の向上とサービス提供体制の確保等障がい者施策の総合的な推進を図っています。特に障がい者等の権利擁護の促進と支援を進めるため、「障害者虐待防止センター（虐待通報窓口）」を設置しています。

また、障がい等により判断能力が不十分な方等の成年後見制度の利用支援等のために、「上小圏域成年後見支援センター」を設置しています。障がい者を含むすべての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がい者に対する各種施策を実施してだけでなく、社会を構成するすべての人々が障がい者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

(2) 基本方針

障がいのあるなしにかかわらず互いに支え合い、ともに地域でいきいきと生活していくことができる「共生社会」の構築を基本理念とし、障がい者が住みなれた地域で、その人格と個性を尊重され安心して自立した生活をしていけるように障がい福祉サービスの提供と合わせ、差別や偏見等「心のバリア」のない社会を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市障害者基本計画」「上田市障がい福祉計画」等に沿った具体的施策を、福祉課（障がい者支援課）を中心に関係課が連携して推進しています。

① 障がい者に対する理解の促進

■ 実施状況

- ・平成27年度を初年度とする「第4期上田市障がい福祉計画」を策定した。
- ・出前講座として、学校での障がい者啓発・説明会（3回）を実施し、学校において児童・生徒、及びその保護者に対して障がい者理解等の普及啓発を行った。
- ・上田市障害者施策審議会において、障がいの「害」の字の表記について審議し、ひらがな表記に変更することで、障がいへの理解のきっかけとしました。

■ 今後の課題等

- ・障害者基本計画及び障がい者福祉計画に沿い、各種施策を推進する。
- ・出前講座や講演を継続して実施し、障がい者の現状と課題について知ってもらう機会を設ける。

② 障がい者の自立と社会参加の促進

■ 実施状況

- ・平成27年度に向けた「上田市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、上田市及び上田市補助金交付団体が物品購入や業務委託する際、障害者施設を優先的に選択できるようにし、障がい者の働く機会の確保と自立を促進した。
- ・スポーツ・レクリエーション教室（参加18人）や、芸術・文化講座（参加24人）等を実施し、障がい者が交流できる場を設けコミュニケーション支援を行った。

■ 今後の課題等

- ・平成27年度「上田市障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、障がい者施設からの優先的な物品の購入を進める。
- ・今後もスポーツや芸術等の活動を通じて、障がい者の社会参加ができるような事業を続けていく。

③ 障がい者が安心して生活ができる地域づくりの推進

■ 実施状況

- ・新築や改築する上田市の施設について、オストメイトトイレの設置を進めつつ、設置状況をホームページ等により市民に公表し、利便性の向上を図った。

■ 今後の課題等

- ・不特定多数の利用者が考えられる施設について、オストメイトトイレを含む多目的トイレ等の支援装置の設置推進を図り、その情報を公開していく。
- ・引き続き、障がい者の住宅の生活環境の改善についての補助については募集していく。

④ 障がい者の権利擁護の充実

■ 実施状況

- ・4市町村で共同設置した「上小圏域成年後見支援センター(平成24年4月開所)」の運営委託を継続し、財産管理や契約行為等が困難な障がい者の権利擁護に努めた。
- ・「障害者虐待防止センター(平成24年10月設置)」を継続して設置し、障がい者への虐待防止や虐待の解決等を行い、障がい者の権利擁護と人権尊重に努めた。

■ 今後の課題等

- ・「上小圏域成年後見支援センター」については、委託先の上田市社会福祉協議会と連携し、市民後見人の育成や法人後見の受託等事業内容の積極的推進に努める。
- ・「障害者虐待防止センター」に入った通報に関しては、マニュアルに沿い緊急性を判断し、適正な対応に努める。

⑤ 相談体制の充実

■ 実施状況

- ・障がい児担当保育士が各園を巡回し、発達に支援を必要とする子どもの早期発見や支援の方法等具体的な手立てについて、保護者からの相談(60回、533人)に答えた。
- ・障がい者団体との懇談会を実施し、障がい者が持つ不安について相談に応じ、障がい者の精神的負担の軽減を図ることができた。

■ 今後の課題等

- ・発達に支援を必要とする子どもが急増しているため、支援体制の更なる充実や担当保育士等の育成を行っていく。
- ・懇談会を継続実施し障がい者との交流を深め、障がい者が持つ悩みの解消に努める。
- ・相談支援事業所の実地指導を行い、計画相談の質の向上を図る。

5 同和問題

(1) 現状と課題

上田市では、保育園・小学校・中学校・高校・大学等や公民館における住民の学習、解放子ども会の活動、企業における同和教育の実践を進めてきました。また、上田市人権啓発推進委員会による啓発活動も行っています。この問題の解決には、国民一人ひとりが同和問題について、いっそう理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していく必要があります。

(2) 基本方針

これまでに取り組んできた成果と課題を踏まえ、同和問題の解決はあらゆる人権問題の解決につながるという視点に立ち、真に差別のない明るい社会を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市人権施策基本方針」に沿った具体的施策を、人権男女共同参画課と生涯学習課を中心に関係課が連携して推進しています。

① 同和教育の推進

■ 実施状況

- ・学校において教職員の指導者としての力量を高める研修を行う（参加3,540人）とともに、発達段階に応じた学習活動を進めるために校種間の担当者の連携を図った。
- ・地域や団体、企業等で研修を実施（参加17,567人）し、学校で同和問題について学んでいない市民にも同和問題について理解を深める機会を作った。

■ 今後の課題等

- ・自治会で実施される人権懇談会について、参加者の確保が課題として挙げられていることから、テーマ設定や手法等に工夫を凝らし、継続的に啓発事業を行う。

② 啓発活動の推進

■ 実施状況

- ・上田市のホームページや広報うえだに、人権施策基本方針、人権を考える市民のつどい等の情報を掲載し、同和問題についての啓発活動を行った。
- ・研修会等を通じて冊子やパンフレットの啓発資料を数種類ずつ配布した。

■ 今後の課題等

- ・同和問題についての新しい情報については速やかに掲載し、同和問題についての理解を深めやすい啓発資料を充実させ、さまざまな手段を通じて市民に啓発活動を行う。

③ 相談事業の推進

■ 実施状況

- ・中央解放会館、城南解放会館、塩田解放会館、丸子解放センター、部落解放同盟上田市協議会で相談を実施した。

■ 今後の課題等

- ・依然解決していない問題もあり、今度も関係機関や団体と協力して対応していきたい。

④ 差別事象への適切な対応

■ 実施状況

- ・差別事象について適切な対応ができるよう、市の関係課等、国や県等の関係機関、関係団体、関係施設等と対応できるよう連携を図った。

■ 今後の課題等

- ・差別事象が発生したら関係課や国、県等と連携して、迅速かつ適切な対応をしていく。

6 外国人

(1) 現状と課題

近年外国人の定住化が進んでおり、日常生活をしていくうえで、教育、雇用・労働、健康保健・年金や医療・福祉等様々な面で課題が生じています。こうした状況を踏まえて、上田市ではすべての人が国籍や民族、文化の違いを互いに認め合い、尊重し合って暮らすことのできる多文化共生社会を実現できるよう、「上田市多文化共生推進協会（AMU）」が設立され、同協会を核として、多文化共生のまちづくりに向けた取組を行っています。

(2) 基本方針

外国人への必要な支援を行うとともに、国籍の異なる市民同士の交流を促進し相互の理解を深めることで、市民一人ひとりが、自分と異なる文化、宗教、生活習慣等の多様性に対し寛容な態度を持ち、これを尊重することができる社会を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」等に沿った具体的施策を、市民課と上田市多文化共生推進協会を中心に関係課が連携して推進しています。

① 多文化共生の地域づくり

■ 実施状況

- ・うえだ多文化交流野外フェスタ（参加197人）を菅平で開催、また外国人の講師を招いて、外国での生活や文化を紹介する異文化理解講演会を開催（参加60人）するなど、日本人と外国人の相互理解の促進を図った。

■ 今後の課題等

- ・市政や自治会への参加、自助組織への支援を進め、外国籍市民の社会参加を進めていく。

② 生活相談やコミュニケーションに関わる支援

■ 実施状況

- ・外国語で広報を発行し、市政について多言語による情報提供を行うとともに、外国人相談窓口（市民課）において様々な相談（2,954件）に応じている。
- ・生活者支援の日本語ボランティア養成講座（参加58人）を開催し、外国人の日本語習得に向けての支援を行うことで、よりよいコミュニケーションの構築に努めた。

■ 今後の課題等

- ・外国籍市民の日本語能力の向上と日本社会への理解を促進するための、市民ボランティアの育成と充実を図りたい。

③ 教育面での支援

■ 実施状況

- ・外国人児童生徒とその保護者を対象に、学校についての理解を深めてもらうために教育ガイダンスを実施（参加70人）した。
- ・外国人児童生徒への日本語指導のために、市民ボランティア（4人）を小中学校へ派遣した。

■ 今後の課題等

- ・外国人の子どもたちが、日本社会において自ら未来を切り拓いていけるような支援を行っていく。

7 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

誰もが犯罪の被害者やその家族になる可能性があるなか、犯罪被害者やその家族の権利や利益を守るための取組が近年進められています。しかしながら、犯罪被害者やその家族は、直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じるいわゆる「二次被害」に苦しめられることもあります。犯罪被害者やその家族が地域社会のなかで安心して暮らしていくためには、専門的な心のケアと適切な情報提供が必要であると同時に、市民一人ひとりが、犯罪被害者やその家族のおかれている状況について正しく理解することが重要です。

(2) 基本方針

犯罪被害者やその家族に対する支援のためには、まず、被害の救済は犯罪被害者等の人権に基づくものであり、誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性があるとの認識の上に立って、犯罪被害者やその家族を支え合うことができる社会を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市人権施策基本方針」に沿った具体的施策を、人権男女共同参画課を中心に関係課が連携して推進しています。

① 犯罪被害者等に関する啓発の推進

■ 実施状況

- ・ 上田市ホームページ上で、NPO法人長野犯罪被害者支援センターが主催する、ボランティア養成講座の参加者を募集した。

■ 今後の課題等

- ・ 犯罪被害者を支援している民間団体を通じて、今後も啓発活動を続けていく。

② 適時適切な犯罪被害者等への支援

■ 実施状況

- ・ 市民相談業務では人権等に関わる相談件数は多くなかったが、人権相談窓口への照会等、相談支援を行った。
- ・ 上小被害者支援ネットワーク会議に出席して、警察や民間団体と連携し情報収集に努めた。

■ 今後の課題等

- ・ 警察と連携をするのが困難ではあるが、できる限り犯罪被害者等への支援を続けていく。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットはその急速な普及に伴い、利便性は大きく向上しましたが、発信者の匿名性を悪用した誹謗中傷や差別的書き込み等、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴があります。インターネットを利用するに当たっては、特性と影響、情報の収集・発信における利用者のモラルを高める必要があります。また、小・中学生等の青少年のインターネット利用が年々増加して、学校裏サイト等における誹謗中傷の書き込み等、子どもが加害者や被害者になり、事件に巻き込まれる事案も発生しています。青少年のインターネット利用に関しては、親はもちろんのこと学校はじめ関係する機関、団体等が相談や啓発等に取り組む必要があります。

(2) 基本方針

インターネットを利用する一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について確かな知識や情報の収集・発信における個人責任や情報モラルを身につけ、安全安心なインターネットの利用を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市情報化基本計画」等に基づき、人権男女共同参画課を中心に関係課と連携して推進しています。

① インターネット利用に関する教育や啓発の推進

■ 実施状況

- ・マルチメディア情報センターで、小・中・高の保護者のためのインターネットセーフティガイド講座を開催し、インターネットの安全な利用について、最近の傾向と対策を伝えることができた。
- ・行政チャンネルに「ネット・ケータイの安全利用」の番組を27本製作し、YouTubeに公開したことにより、情報化社会の負の側面や安全利用への対応が進んだ。

■ 今後の課題等

- ・今後も講座等を通じて、インターネットの利用についての啓発活動を続けていく。

② 相談体制の構築

■ 実施状況

- ・市民相談や長野人権啓発センター、法務局が任命する人権擁護委員等と連携して相談事業を行った。

■ 今後の課題等

- ・県や法務局、侵害された事例についての専門機関等といっそう連携して対処をしていく。

9 さまざまな人権問題

(1) 施策の方向

さまざまな人権問題については、新たに発生する課題も含めて、人権侵害の状況を把握するなど人権に関する課題をしっかりと見据え、必要な啓発や相談・支援に取り組んでいきます。

① パワー・ハラスメント

職場内の労働問題であるばかりではなく、本人やその家族の生存権をも脅かす人権問題です。

1) 実施状況

- ・モラル・ハラスメントに関する講演会を、市民向けに実施した。

2) 今後の課題等

- ・今後も講演会などによる啓発を行っていく。

② 北朝鮮当局による人権侵害

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の侵害であり、国家間の重大な人権侵害です。拉致問題については、広範な世論の支持と理解が不可欠です。

1) 実施状況

- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間に国作成のポスターを掲示し、また上田市ホームページ上でも拉致被害者についての啓発活動を行った。

2) 今後の課題等

- ・今後も国と連携しながら、啓発を続けていく。

③ HIV感染者やハンセン病患者など

HIV感染者やエイズ患者やハンセン病、難病の患者や感染者などが、差別や偏見を受けることがないようにしなければならない。

1) 実施状況

- ・ハンセン病についてのパンフレットを配布し、また上田市ホームページ上でもハンセン病患者をとりまく状況についての啓発活動を行った。

2) 今後の課題等

- ・今後も県と連携しながら、啓発を続けていく。

④ 地域社会の慣行による人権

地域社会には様々な慣行や因習がありますが、中には合理性がなく差別的なものも見受けられます。

⑤ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が更正し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

⑥ 性的指向・性同一性障害

人の性愛の対象は多様ですが、同性愛や両性愛の人々など性的指向の人に対する偏見や差別は根強いものがあります。また、性同一性障害の人に対する偏見や差別も見受けられます。

⑦ ホームレス

さまざまな事情から公園などで生活を余儀なくされる人々がいます。そして、偏見や差別の対象となる場合があり、暴力事件なども発生しています。

⑧ アイヌの人々

アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を求め、アイヌの人々の人権を尊重していくことが重要です。

1) 実施状況

- ・国で実施している全国一斉電話相談のチラシを窓口に置き、周知を図った。

2) 今後の課題等

- ・毎年行う国の電話相談について、国や県と連携して周知に努めていく。

他にも、中国帰国者の人権、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題などさまざまな人権問題が存在します。